

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

### 打切り支給の明記がない一時金

**Q** : 使用人から執行役に就任した者に対する一時金が退職所得になるか給与所得になるかで争われた事件の控訴審判決がでたそうですが、どのようになったのですか？

**A** : 一審に引き続き、納税者の主張を認め退職所得とする判断を下しました。

#### 【解説】

控訴審では、退職手当等の実態を有する給与でありながら、打切り支給明記要件を欠くということをもって、それが本来具有する実体を変じて退職手当性を喪失するというのは、退職手当等の判断が事柄の実態に即して判断されるべきとの要請に背理するし、所得税法30条第1項も、そのような要件は要求していない。所得税基本通達30-2が打切り支給を要件としているのは、事業所得との間の勤務関係が継続している間に支給される給与については、過去の勤務を一括して精算して支給される趣旨であることを示す「退職」という客観的な指標がないため、税務職員の判断が区々となって、納税者間の不公平を招来することを避けるために、その給与の精算的要素を明確に看取するために有用な分別指標として、画一的で客観的な基準を設けたにとどまり、それ以上に打切り支給明記要件を欠く場合に、そのことだけを理由として退職手当該当性を否定する趣旨ではないと解されるとして、打切り支給が明記されていないことのみをもって退職所得としての性質を失うものではないとの判断を下しました。

